

中井町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から生じるごみの減量化を図り環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、環境に負荷をかけない生ごみ処理機の購入者に対して補助金の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ処理機

乾燥または、土壌微生物等の働きにより生ごみを分解し、堆肥化する容器をいう。

(2) 電動式生ごみ処理機

電力を用いて生ごみを乾燥、粉碎又は分解し、減量化又は堆肥化を行う機器をいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有し居住している者で、ごみ減量に意欲的な個人であり、生ごみ処理機を購入し、町内に設置した際、適切に維持管理できる者に対し購入設置に係わる費用の一部を補助するものとする。

2 前項の規定により、交付する補助金に係る生ごみ処理機の数、1世帯1台までとする。ただし、当該処理機購入後5年を経過しての買換え、又は処理機等の紛失若しくは破損（故意を除く）した場合はこの限りでない。

3 町税等に滞納がない者であること。

4 中古品、転売品等でないこと。

(補助金の額)

第4条 中井町生ごみ処理機等購入費補助金の交付は1世帯につき1台とし、中井町地域通貨事業実施要綱第5条に規定する地域通貨（「きら」）により行うものとする。補助金の額は購入費の2分の1の額以内（500円未満を端数が生じたときは切り捨て）とし、最高限度額を30,000きらとする。ただし、送料、工賃、保証料等の費用は含まないものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中井町生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（第1号様式）に領収書を添付して、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、交付の可否を決定し、当該申請者に中井町生ごみ処理機等購入補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理機等設置完了後、速やかに生ごみ処理機購入費補助金請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により提出された中井町生ごみ処理機等購入費補助金請求書を受理し、その内容が適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（調査、報告）

第9条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、当該補助金を受けた者に対し、必要な指示を行い若しくは報告を求め、又は職員に実地調査をさせることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消することができる。

- (1) この補助金交付要綱に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 偽り、その他不正な行為があったとき

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の取消しをした場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日に施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

中井町長 殿

中井町生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書

申請者 住 所 中井町
氏 名
電話番号 ()

中井町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき補助金を交付されたく、次のとおり申請します。

記

以上

申請額 くら

設置場所	中井町
購入額	円

第 3 号様式（第 7 条関係）

中井町生ごみ処理機等購入費補助金請求書

年 月 日

中井町長 殿

請求金額 千 円

上記のとおり中井町生ごみ処理機等購入費補助金を請求いたします。

住 所 中井町

氏 名 印